

指定通所リハビリテーション事業所山本外科内科 感染症予防のための指針

(介護予防) 指定通所リハビリテーション事業所山本外科内科は、感染抵抗力が低下し高齢者が集団で利用する場であることから、感染が広がりやすい環境にあることを認識しなければならない。

1 感染症予防に関する基本方針

当事業所内に感染源を持ち込まないために、迅速かつ適切な対応を図り、感染拡大を最小限に留める。

2 注意すべき主な感染症

高齢者介護施設において、予め対応策を検討しておくべき主な感染症として、以下のものが挙げられる。

(1) 利用者及び職員にも感染が起こり、媒介者となりうる感染症

○空気・飛沫感染

- ・インフルエンザ
- ・新型コロナウイルス
- ・結核等

○接触感染

- ・インフルエンザ

○経口感染

- ・感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等）

(2) 健康な人に感染を起こすことは少ないが、感染抵抗力の低下した人に発生する感染症

- ・メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（MRSA感染症）
- ・緑膿菌感染症等の薬剤耐性菌による感染症等

(3) 血液、体液を介して感染する感染症

- ・肝炎（B型肝炎、C型肝炎）等

3 感染症発生時の対応に関する基本方針

感染症が発生した場合、当事業所は、利用者・職員の生命や身体に重大な影響が生じないよう、利用者・職員の保護及び安全の確保等を最優先とする必要な措置を講じることに最善を尽くすことを基本方針として、迅速かつ適切に次のことを行う。

- (1) 発生状況の把握
- (2) 家族への報告・連携
- (3) 感染拡大の防止
- (4) 医療措置
- (5) 行政への報告
- (6) 医療機関等との連携

4 感染症予防委員会の設置

- (1) 事業所内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における対応が迅速に行われ、かつ利用者・家族及び職員等に最善の対応を提供することを目的として、感染症に係る管理体制を事業所全体で取り組むため、感染症予防委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。
- (2) 委員会は、医師、看護職員、介護職員、リハビリ職員で構成する。
- (3) 委員会は、おおむね6か月に1回（通常3月、9月）定期的を開催し、感染症の予防等の検討を行う。また、感染症発生時等において、必要に応じ、臨時委員会を開催する。
- (4) 委員会の役割は、次のとおりとする。
 - ① 施設内感染対策の立案
 - ② マニュアル等の整備及び更新
 - ③ 利用者及び職員の健康状態の把握
 - ④ 感染症発生時の措置（対応・報告）
 - ⑤ 施設内感染対策に関する職員への周知・徹底
 - ⑥ 研修・教育計画の策定及び実施
 - ⑦ 各部署での感染対策実施状況の把握と評価

5 職員研修に関する基本方針

当事業所の職員に対し、感染対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発とともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」及び「訓練（シミュレーション）」を委員会の企画により、次のとおり実施する。

- (1) 新規採用者に対する研修
新規採用時に、感染担当者が感染対策の基礎に関する教育を行う。
- (2) 定期的研修
感染対策に関する定期的な研修を毎年度1回以上開催する。
- (3) 訓練（シミュレーション）
施設内に感染症が発生した場合に備えた訓練を毎年度1回以上実施する。

6 利用者家族への感染予防のための啓発

- (1) 日常的に感染予防を呼びかける
- (2) 来所時の手指消毒の徹底
- (3) 同居家族の感染症の情報共有

7 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針については、利用者及び家族等の求めに応じていつでも事業所内にて閲覧できるようにするとともに、当事業所のホームページ上に公表し、いつでも利用者及び家族等が閲覧できるようにする。

附 則 この指針は、令和6年3月31日から施行する。
令和6年10月1日改正